

平成19年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成19年7月6日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第39号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第41号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第37号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第38号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第40号 平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第42号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第8 発議第7号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書について
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査
- 日程第10 発議第8号 議員定数検討特別委員会設置決議について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10までの各事件

- 追加日程第1 議員定数検討特別委員会委員の選任
- 追加日程第2 閉会中の継続調査申出書について
- 追加日程第3 発議第9号 堀孝正市長に対する問責決議について

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五郎
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一

19番 西岡一成

20番 広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	市長公室長	広瀬幸四郎
総務部長	新田年一	市民部長	青木輝夫
都市整備部長	松尾治幸	調整監	後藤仲夫
水道部長	河合信	会計管理者	奥田尚道
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	清水千尋
書記	棚瀬敦夫		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

2 件報告をいたします。

まず 1 件目は、お手元に配付をしたとおり、2 件の議案及び 1 件の閉会中の継続調査の申し出を受理しましたので、報告をいたします。

7 月 2 日、山本訓男君から発議第 7 号異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書について、7 月 2 日、星川睦枝君から発議第 8 号議員定数検討特別委員会設置決議について、また議会運営委員長の土屋勝義君から閉会中の継続調査の申し出がありました。これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

2 件目は、市議会議長会関係の報告です。

7 月 4 日に第 258 回岐阜県市議会議長会が瑞浪市で開催され、私と副議長、議会事務局長の 3 人が出席をいたしました。会議では、会務報告の後、平成 18 年度決算の認定を求める議案など 6 議案が審議され、いずれも可決されました。また、この後、瑞浪市長による講演会が行われました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第 39 号及び日程第 3 議案第 41 号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第 39 号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてと日程第 3、議案第 41 号平成 19 年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）を一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） おはようございます。12 番、民主党の松野藤四郎でございます。

ただいま一括議題となりました 2 議案について、厚生常任委員会の審査の経過及び結果につ

いて報告します。

厚生常任委員会は、7月2日午前9時30分から議員会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から市長及び所管の部長・課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第39号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

今回の条例改正では、10月から施行する小・中学生の通院に係る医療費の助成を、医療機関窓口での現物給付については2ヵ月早めて8月から施行し、4月から7月分については遡及して適用するものと補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

この事業の対象者数、対象者のうちの転出者数、遡及適用に係る予算についての質疑があり、対象者として、小・中学生合わせて4,703人、対象者のうち既に転出された人数等は4月1日から6月15日現在までで17人、また遡及適用分の予算額として、小学生分で2,500万円ほど、中学生分で920万円ほどを見込んでいると答弁がありました。

3月議会で可決した瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての当初予算は必要な予算が計上されていない理由についての質疑では、この条例は10月から施行のため、9月議会の補正予算で対応する予定であったとの答弁がありました。

遡及適用を受ける際に領収書がない場合の対応についての質疑では、市で用意する福祉医療費支給申請書を医療機関で記入してもらい、これを提出していただくと答弁がありました。

これに関連して、領収書をなくした人は福祉医療費支給申請書を提出し、その後、領収書が見つかった場合、二重申請することがあるのではないかとの質疑では、二重申請がないよう、提出された書類のチェックを行うと答弁がありました。

遡及適用の対象者が転出している場合の対応についての質疑では、転出した対象者に通知文書で案内をする計画である。また、遡及適用の請求期限については5年間受け付けるとの答弁がありました。

遡及適用を実施する際の事務量についての質疑では、4月から7月の4ヵ月分の遡及適用で、最大に見積もっても1万8,000件ほどを見込んでいる。また、この条例が可決されれば、8月からの施行に間に合わせるために受給者証をすぐに発送しなければならないと答弁がありました。

この後、討論に移り、2人の委員から反対討論として、3月議会で十分に審議し、10月から施行することを全会一致で可決している。市長のマニフェストではあるが、議会として議会の良識のもとに判断する。4月からの遡及適用となると、申請書の二重チェックなど事務量の増加や証明書発行に伴う医師会との調整などがあり、遡及することは合理的でない。事業を円滑

に行い、サービスの低下を招くことなく、また事務を誤りなく進めるためには、事務処理体制等を考えると、事務量の一時的な業務増加を考慮しなければならない。既に10月からの施行に向け十分に準備を重ねており、遡及適用してまで貴重な税を投入する特段の理由・目的は見当たらないとの討論がありました。

また、1人の委員から賛成討論として、3月議会で10月から施行することを全会一致で可決したが、これを4月から遡及適用することを可決しても、3月議会の議決を否定するものではない。この事業の実施には、新聞報道にあったように、11人の議員からの要望者や請願も出ている。また、市長はマニフェストに沿って提案したものであり、民意である。事務量の増加については、市長は交代したのだから、この事業に限ったことではなく、事務量が増加するから反対ということではなく、民意に従うべきとの討論がありました。

これら討論の後、採決の結果、賛成少数で否決となりました。

次に、議案第41号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてを審査しました。

今回の補正は、平成18年度の事務が終了したことにより精算を行うものと補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

この事業は、後期高齢者医療制度に移行することになり、終了となるのかと質疑があり、老人保健事業としては平成19年度が最後となり、平成20年度からは後期高齢者医療制度に移行する。精算部分として、平成21年度まではこの会計が残ると聞いていると答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

なお、付託された議案を審査した後、協議会に切りかえ、一般会計における当委員会関係箇所について執行部から説明を受け、老人福祉費の負担金補助及び交付金における敬老会助成金についてを総務常任委員会にて十分審査されるよう、報告事項を議長に対し提出いたしました。

以上で、会議規則第39条の規定による厚生常任委員会の委員長報告を終わります。平成19年7月6日、厚生常任委員会委員長 松野藤四郎。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第39号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 議席番号8番、改革の熊谷祐子です。

私は常任委員会の委員ですが、質疑させていただきます。

常任委員会の内容が委員長報告されるわけですが、事前に委員については、そのまとめ方を聞いていただきたいと先ほど全協で申し上げましたが、初めから委員長権限でまとめてよいと

いう多数派の御意見が通りました。質疑があるならば本会議場ですればいいという理由でしたが、耳であれだけの長さを聞いているだけでは、私は少数の立場ですので、少数意見というのは全体の構成上は非常に少なくなるわけで、自分の意見がどのように扱われたか確認できません。委員長報告をまとめるに当たり、委員に何も了承、報告、相談がないというならば、せめて文書で出していただけないでしょうか、耳で聞いていただければ質疑の内容もちょっと確認できませんので。休憩を求めて、今の内容を文書で委員に、少なくとも私には欲しいと思います。まず、それが1点です。

〔発言する者あり〕

8番（熊谷祐子君）では、ここですればいいというふうに、先ほど全協で委員長報告に対して質疑があれば、委員長報告ですよ、そういう話し合いがあったではありませんか。委員長報告のやり方について、内容について質疑があるならば本会議場でやればいいというお話でした。ここでしたら、今度は議案に対してだけだというわけですね。そうすると、まとめ方についてはどこでも言えないことになります。しかし、多数派の御意見の皆さんですので、ただいまの議案審査に関する厚生常任委員長の報告について、記憶の限りで質疑させていただきます。

まず、私は少数者の立場でございますが、議案審査の際に10月施行の福祉医療費の予算が19年度当初予算に出ていないことを委員会の中で発言いたしました。ただいまの報告の中では、たしか10月施行実施なわけだから、9月議会で補正予算を組めばいいという執行部からの返事があったというふうに言われましたが、私は松野市長の打ち出された10月から施行というのが当初予算に間に合わなかったのではないかとこのことをきちんと日にちを示して申し上げましたので、これが抜けていましたが、まずこの1点を私は問題にいたしました。

また、これは常任委員会の報告の中に入れていいものかどうかわかりませんが、協議会の中で一般会計の敬老会の増額補正について審議し、総務委員会に送りましたが、送る際に資料を四つつけて、この資料の四つは、11人の議員から出された要望書、それから瑞穂市における敬老会の経過です。初めは長島温泉へ行ったとか、次に総合センターサンシャインホールでやったとか、次に自治会におろしたと。これが口頭で執行部から返事がありましたから、それを全部文書で出してもらいたいと申し上げました。これが二つ目です。

それから三つ目に、増額補正の根拠の数字、これもつけてくれと申し上げました。こういうものをつけて十分審査されるように、報告事項を議長に対し提出いたしましたという記述がたしか全然なかったと思うんですが、委員長報告の中で以上漏れた点についてお聞かせいただきたいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） それでは、12番の松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） 質疑に対してお答えをいたします。

熊谷議員からの質疑ですが、先ほど委員長報告として報告したとおりでございますが、予算

の話が出ましたんですが、9月議会の補正予算で対応するという答弁ということでございますし、資料の件については議長さんの方へお話をしておりますので、総務委員会に出ているというふうに確信をしているところでございます。以上です。

議長（藤橋礼治君） それでは、ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） ただいまのは、私の質疑に対して返事になっておりません。委員長報告の中に全く記述がされていないということを問題にしましたので、その点についてお答えください。

議長（藤橋礼治君） 12番 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） 記述がないということですが、この委員長報告の中にはそういったものがすべて網羅されているというふうに私は解釈をしております。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷君。

8番（熊谷祐子君） 網羅されているということですが、耳で聞いただけで確認できませんので、再度、今の委員長報告を委員の一人である私に見せていただきたいと思いますが。

議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして暫時休憩をとります。

休憩 午前9時46分

再開 午前10時13分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 委員長に御質問申し上げたいと思います。

まず1点目は、報告の中で、領収書、申請書の二重チェックなど事務量の増加というふうなことが報告されております。それでお聞きをしたわけでありましてけれども、議会の方としてそういう事務量の増加等について心配をされておるわけでありまして、議会が事務を取り扱うわけではございません。これは事務方がその事務を取り扱うわけでありまして、ならばその事務方は、この事務量の増加に対してその事務はできないと言っているのか、やると言っているのか、その点はどうでしたでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 12番 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） お答えいたします。

遡及適用の関係の事務量の関係だと思うんですが、1万8,000件程度あるということを行政側は見込んでいるということで、これについての受給者証等といったものを発送しなければならないということで、8月からの施行に間に合わせるために今努力をしているというような市側からの答弁でございました。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私も厚生常任委員会を傍聴いたしておりましたので、事務担当課は、事務量が増大をするという、その事実については認めながら、それはやりますということを明言されていたというふうに記憶をいたしております。その記憶が間違っておれば委員長に御指摘をいただきたいと思えますけれども、それが間違いなければ、事務方がそれを認めているわけですから、先ほどの報告の中にございましたように、遡及することが合理的でないということは全く逆であるというふうに私は思うわけでありまして。これは、また後で討論でやりますけれども。

あと、証明事務の発行に伴う医師会との調整などもあるから大変なんだと、こういうニュアンスの報告があったと思うんですけれども、医師会は堀市長を推薦しておるのではないですか。その事実認識について委員長にお聞きをまずして、次の質問をさせていただきたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 12番 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） 今のお尋ねの件については、協議はしておりません。

あとの件については委員長報告のとおりです。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 協議をしたかどうかということをお聞きを私は聞いておるんじゃない。委員会の中で先ほど議論をして反対があったという報告の前提の認識を聞いておるわけでありまして。時間がもったいないですので申し上げておきますけれども、医師会は堀市長を推薦いたしております。推薦をしておるということは、間違っておればまた御指摘をいただきたいと思えますが、推薦しているという前提で申し上げますけれども、推薦をしておるということは、医師会は堀市長のマニフェストを認識しておる。つまり、4月に遡及をして適用をするということをお認めした上で推薦をされるというのが自然の経緯ではないのかというふうに私は考えております。そうでありますから、そういうことを知っておりながら遡及することは合理的ではないというふうに報告をされたのかどうか、その点についてお聞きをしておきたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 12番 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） もう一度質問を、はっきり理解できておりませんので、も

う一度お願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 堀市長を医師会が推薦しておるという事実に間違いがなければ、それは医師会が堀氏のマニフェストの内容、つまり福祉医療費については4月に遡及をして実施するという、その内容を知った上でなければ、推薦をするという行為が普通に考えればできないのではないかというふうに私は思うわけでありますから、したがって、先ほどの委員長報告にございましたように、遡及することが合理的じゃないということにはならんと思うんですけども、そういう前提認識というものは委員の皆さんにあったのかどうか。

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） 西岡議員に対するお答えをいたします。

医師会の推薦が云々という話ですが、厚生常任委員会の中ではそんな話は全く出ておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、委員長が報告されましたけれども、医師会の推薦の話は全く出ていないということで、出ていないということは、そういう問題意識もなかったということを前提に話をする中で医師会の話し合いが困難というふうに判断をされたということだろうと思うんですね。ですから、その判断自体がいかがなものであったかということを私は申し上げておるわけであります。それ以上はいいです。

あと報告の中で、私の聞き間違いでなければ、3月議会では十分に審議をして、10月から施行することを全会一致で確認をしておるという報告ですね。それから、市長のマニフェストではあるけれども、議会の良識のもとに判断したというような報告もあったかと思うわけでありますけれども、その前提は、この4月22日投票の市長選で当時の堀候補がマニフェストで4月遡及を明らかにしていたという、その事実については委員会の皆さんは御存じだったんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 12番 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） いろいろ細部にわたって質疑をされておるわけですが、最終的には委員長報告ということで報告したとおりでございます。あとは皆さんの御判断を願いたいというように思います。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、答弁から外れたわけでありますけれども、要するに私が今聞いた

この意味は、4月遡及を知っていたと。それを踏まえて委員会の審査をしたということであれば、3月の議会で10月1日から実施をするということが議決をされた、それは議会の意思ですね。ところが、その後に現在の堀市長が、市長選で4月にさかのぼって実施をするというマニフェストを掲げられたと。そして、それが実は選挙の中で支持をされて、もちろんそれ一つじゃありませんよ。その他のいろんな施策、いろんな住民の思いもあるかと思いますが、マニフェストの中に明確に4月に遡及をして実施をするということが掲げられていたわけですね。それが支持されたわけですね、現実の問題として。前松野幸信市長は、そういう4月遡及をもちろん新たに掲げて信を問うたわけではございません。既成事実として10月1日からということ踏まえて、それに4月遡及を対置して住民の選択にゆだねられたわけでありまして。そして、堀市長のマニフェストが支持をされたということなんです。これが事実なんです。ですから、その事実はやはり直近の民意ではないのかと。住民の民意ではないのか。議会というものは住民の民意にこたえる、そのことが議会は良識の府ではないのかというふうに思うわけでありましてけれども、そういうふうな考え方というものは委員会の中では出されなかったんでしょうか、明らかにしていただきたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） お答えをいたします。

先ほど委員長報告しましたんですが、その中に反対論、あるいは賛成論の中に民意の件もうたっているというふうに思っています。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） この39号につきましては、諸般の状況により採決を棄権したいと思えますので、議長、お許しをいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） はい、わかりました。

〔9番議員退場〕

議長（藤橋礼治君） 討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 議席番号 1 番 安藤由庸でございます。

議案第39号に反対の立場で討論をいたします。

議案第39号は、さきの3月議会におきまして可決をされました、10月1日以降、中学校卒業までの乳児・幼児・児童・生徒について、その医療費を市が補助するものであり、それに対する新たな改正案であります。改正の内容は、御存じのように8月1日施行、そして本年4月1日へさかのぼって医療費を給付するというものであります。さきの選挙におきまして現堀市長は、さきの質疑にもありましたように、これを政策として掲げ、そして当選をされたというところであります。そして、今回のこの議会に改正案を出されてまいりました。

1点、この議案について申し上げるならば、遡及をするという際には、この手続が申請主義であるということであります。つまり、4月1日以降、条例施行までの期間において支払われた、支払われたというのは個人負担があったということですが、その部分については、申請がなければ支給されないということです。そして、さきの質疑の中にもありましたように、また委員長報告の中にもありましたように、その請求に当たっては領収書、またはそれにかわるものを提出するように求められているわけであります。領収書については、手元があればそれを添付するということが可能かもしれませんが、領収書のない場合には、その診療を受けた医療機関に対して領収書にかわるものの再発行を求めなければなりません。しかも、それにかかる費用はただではありません。そして、本人が支払った医療費と、この領収書にかわるもの、あくまでもこれは領収書が手元にないということを前提にしてお話ししておりますが、ない場合に再発行してもらうという、これにかかる費用といったものを考えた場合には、必ずしも遡及して適用することが合理的であるとは思いません。さらに、申請主義であるということは、申請をしないことによって、本来受けられるべき医療費が受けられないということがあるわけです。一つの条例は、その条件に当てはまるのであれば、すべての対象者が等しくその恩恵を受けべき必要があるにもかかわらず、申請主義という手段をとることによって、本来受けられるべき給付を受けられなくなる。好むと好まざるとにかかわらず、その権利を放棄させられてしまうというおそれもあるわけです。その意味において、10月施行であるものを4月1日までさかのぼって遡及適用することには合理的な理由を見出せません。

また、先ほど西岡議員の質問の中に、事務方はこの遡及適用について、やるのかやらないのか、どのように回答したのかという意見がありましたけれども、公務員は、法律、条例、規則によってその業務は決定されるものであり、それらが一たん可決されれば、彼らは好むと好まざるとにかかわらず、その業務を行うことは当たり前であって、公務員は、それをやるのかやらないのかと問われれば、やりますと答えざるを得ないわけです。ですから、事務方がやるのかやらないのか言ったということは、本改正案を通すべき理由にはなりません。

実は私のところに、この医療費の遡及についてぜひとも可決をしてほしいという要望の電子

メールが送られてきたことがありますけれども、市民の要望が大変強いことはわかります。そしてその結果、先ほどの質疑の中にありましたように、それが市長選の結果だというふうに認識することには異論はございません。しかしながら、これで2回目になるろうかと思えますけれども、本来支給を受けるべき権利のある人が、好むと好まざるとにかかわらず、その権利を放棄せざるを得ない状況にあるという、その可能性のある条例をここで可決することは認められるべきではないと思っています。

したがって、私は議案第39号につきまして以上のような理由から反対をいたします。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11番、日本共産党の小寺です。第39号議案に賛成の立場で討論に参加をいたします。

この議案は、住民の皆さんの大変強い要望がございます。私もこの問題を一般質問で取り上げてきましたし、さらには小学校就学前までの医療費の無料化を新たな議案として、議員提案で多くの皆さんの賛成で提案をし、可決したという経過もございます。さらに、この3月の議会では中学校卒業まで無料にするということが可決されて、10月から実施をするということが決定されております。議員全員の皆さんが無料化を実施するというについては一致をしておるわけでございます。今39号議案で議題になっておりますのは、その実施を10月実施から4月実施にさかのぼってやるかどうか、このことが最大の焦点でございます。このことをどう考えるかということでございます。堀市長は、この4月の市長選挙では、4月にさかのぼって実施をするということをマニフェストで公約して当選されたわけですから、当然そのマニフェストに基づいて一番近い今議会に提案してくるというのは当然の市長の姿勢だと思います。もし、あのマニフェストを出されて、今議会にそれが提案をされてこなかったならば、私は、なぜ提案しないのかということを追及しなければならん、そういう立場であるということでございます。今までの安藤議員の反対討論の内容の趣旨について、私なりにちょっと反論をしていきたいと思っております。

委員会報告の反対意見の中で、3月議会で10月1日から実施するというを全員一致で可決したと。堀市長も、そのときに議員で賛成をしたじゃないかと。共同責任だと。それを破って、選挙でマニフェストで4月へさかのぼって実施をするということは、そのときの議員の態度はどうだったんだという論が一つ交わされておりますけれども、3月の議会の中での態度表明については、市長提案に対して賛成をし、自分の思いとしては4月から実施したいという思いがあったならば、それが事実でありますし、市長選で戦うときにそのことを公約としてマニ

フェストに載せるということも現在の堀市長の当然の権利であり、そのことをとやかく我々が言う必要はないのではないかとということが私の思いでございます。

二つ目の問題で、申請主義だということを先ほど安藤議員が言われました。申請主義だって、領収書がない人とかいろいろ申請できない状況にあって医療費の支給ができない人も出るんじゃないかと、それは不平等じゃないかという議論だと思います。実は、現在の制度の中でも中学卒業まで入院については無料化でございます。その実務は申請主義でございます。10月から新しい保険証を発行して現物支給ということになっておるのですから、入院に加えて通院の方もその申請主義に加えるというだけのことであって、状況は変わってないということで、ことさら申請主義だでいかんということが反対する理由にはならんのではないかとことが言えるのかなあというのが私の思いでございます。

さらに、三つ目の問題で事務量の増加、これで事業が円滑にいくのかどうかということについては、住民の皆さんの要望にこたえて、公務員がその実務を多少えらいけれども頑張るってやるというのは、全体の住民の奉仕者として当然の任務であり、やっていく必要があるので、そうこの問題にこだわって反対をする必要はないんじゃないかと思えます。

以上の点で、この4月1日から住民の皆さんの要望に沿ってやっていくということが必要だという立場で賛成討論をいたしました。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 議席番号2番 若園五朗、翔の会でございます。

今言っている福祉医療の条例改正の件でございますけれども、もし4月1日にやれば、今、小寺議員が言われた8月からこういう受給者証を受付に出せば対象になるんですけども、それの前、4、5、6、7については、すべて今言っている領収書とか、なくなったら領収書の証明書ももらわないかんということで不公平さが生じますので、もしこれが10月1日であれば、免許証みたいなこの受給者証を出せば、すぐその時点ですべて公平にやる制度ですので、安藤議員言われたように、今回のこの制度はやっぱり不公平さが生ずるということも十分考えられます。

この議案は3月議会で全員一致で賛成可決したものでございまして、市長も議員のときに松野市長が提案した際、議論紛糾の中で10月から施行するのに同意し、賛成されました。マニフェストで公約したから4月まで遡及する、それでは議員のときに賛成したことを反抗にするわけございまして、3月議会で議決した議案を、市長に当選した途端、選挙で公約したマニフェストを実施するために、市議会議員のときの賛成は無視するということになります。これは自己矛盾であり、禁反言の原則に反し、議会の存在、既に施行している条例を無視するもので

あります。信義誠実の原則に反するものでございまして、市長の個人的理由で条例改正することは許されることではないと思います。この議案に私は反対したいと思います。

私はあえて言いますけれども、是は是、非は非ということで、もし私が来年の選挙で落選するとしても、マニフェストを公約したから遡及するとか、あるいは当選したから改正することは終始一貫でございまして、市長が公約した政治倫理条例の制定は、市長、議員の姿勢を正しく厳格にすることとございまして、市民の信任を得、疑惑のないまちづくりを進めるものでございまして、政治倫理は2年以内でなく、速やかに改正して、是は是、非は非でなくてはなりません。議会が一たん議決したものを改正する場合は、客観的な理由でありまして、明確でない限り、ただ単にマニフェストで公約したからといって、希薄な理由で改正すべきでないでございます。それが市民から信頼を失うこととなりますので、私は、もし来年の市議会選挙に落選しても、市議会議員の正義と王道を貫く考えでございまして、この議案について反対したいと思います。

また、去年の12月26日は、今の市長は出馬表明されてみえます。そうした経緯の中で、一市民が市長に出て、これを出すのでしたらいいんですけども、みずから議員であり、市長予定者という公約を出しながら、事前行為があるのと、大分心とマニフェストと考え方が違いますので、今回の事務的な量とかいろんなことを踏まえまして、この議案について反対とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 議席番号8番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第39号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

4点申し上げます。

まず1点でございますが、福祉医療費、中学生まで無料にするというものは、市民から請願が出ております。これは2月23日に出されています。本日、請願者の方もこの本会議の議決の経過を見守っておいでですが、請願は1人でももちろんできるわけですが、署名がつけました。実に有権者の約10人に1人の方が署名されました。つまり、非常に市民の声が強いわけです。私たちは市民の代表として、議員として、ここに決定権を持って出てきているわけですので、私は、この住民の声に立つ側として賛成をしたいと思います。

そして、この請願内容ですが、このときに請願者、また署名した人たちは10月からを希望したのでしょうか、それとも4月からだったのでしょうか。明記はないわけですが、当然、中途半端な10月からなどという内容に署名、請願をしたものであるとは、ここにおいで議員の皆様

も思われないのではないのでしょうか。これがまず第1点目です。

次に第2点目ですが、この請願署名が始まりましたのが2月1日からでした。かなりの勢いで署名が広まってきました。およそ1週間後ですが、親松野派の議員の11人からこの請願を含む要望書が提出されました。これの表書きは、このようになっています。「平成19年度重点事業について新年度予算を組んでほしい」と。平成19年度重点事業として、この福祉医療費も取り上げてほしいとなっていました。この中にその方たち、11人かどうかわかりませんが、少し減っていらっしゃるかもしれませんが、お見えではないのでしょうか。先ほど若園さんがおっしゃいましたが、議員としてやっぱり態度の一貫性というものが重要だと思います。

3点目ですが、堀市長がこれをマニフェストに書かれた最初は実に1月21日です。これは後援会チラシで明記されました。この後、前松野市長が、これを明記とは言えませんでした。この内容について書かれたのは2月10日です。請願や、それからそのときは堀候補だったわけですが、堀候補のマニフェストの二つを見ながら前市長は後援会のマニフェストにこれを記載されまして、つまり後だったというわけですね。こういう経過でございます。そして、前市長は市長でいらしたわけですから3月議会に提案されましたが、決定的だったのは、予算書に予算が10月からの分も全くなかったということです。これは一体どういうことだったのでしょうか。先ほど常任委員長の報告にもありましたが、9月の補正で組むからいいという執行部の答弁は一貫していますが、前年度の青木市民部長に確認しておりますが、松野市長からこの福祉医療費の無料化を指示されたのは実に12月議会の最終日以降だというふうに聞いています。それでしたら、市民保険課の新年度予算の市長査定の最終日は1月23日、新年度予算の印刷製本は2月7日でしたから十分間に合ったはずですが、なぜ予算に間に合わなかったのでしょうか。なぜ9月補正で組まなければならなかったのでしょうか。明らかに堀候補が最初から、もちろん何月からなんていうことは後援会マニフェストに書かないわけですから、4月からということが先であり、しかも有権者はこちらを選んだということだったと思います。

最後に四つ目でございますが、若いお母さんたち、また私の年代、孫を見ている年代の方たちから非常に要望が多くあります。それをちょっと紹介させていただきますが、まず厚生常任委員会で否決されたのが翌日の新聞に載りましたので、大変委員会の審査の様子が新聞に載るのは珍しいことだそうですが、こういうふうに来ました。「生活がかかっているんです。通らないとすごく困ります」。この方は娘さんがぜんそくで、1ヵ月に1万円かかるそうです。持病があるわけですね。だから、自分は風邪がどんなにひどくなっても医者に行かないというふうにごくに書かれていますが、そういえば、ことしの冬に最後に家族の中で風邪を引いて、ずうっとせきをしていました。最後ってひどくなるんだよねと私はそのときに笑っていましたが、これは、ああ、あの人は医者へ行かなかったんだなあとここでようやくわかりまして、胸が痛みます。こういうふうにあります。「市民、多分若い世代の市民が選んだ市長のマニフェ

ストを実現させないようにしているという議員……」。

〔発言する者あり〕

8番（熊谷祐子君） 読むというふうに今申し上げましたので。

それは民意を反映していないということが書いてあります。

また、「医療費の件はみんなすごくショックを受けています。通らなければ議員、議会に大ブーイングは間違いない。堀さんに入れたのは若い層です。そこを切られては、結局議員は私たちのことなんか考えていないじゃないかという気持ちになるんですね」、これは感情的な意見だと思いますが、その次、「議員さんたちは民意がわかっていない」とはっきり書かれています。

〔発言する者あり〕

8番（熊谷祐子君） 今回の議案は10月からではありませんので。4月からの議案です。それについて審議しているわけですから。

もう一つは、「なぜ瑞穂市は宮崎県、長野県のようになろうとしないのでしょうか」というメールも来ています。「これが通れば、瑞穂市は非常に市民が誇りに思えるまちになる」と書かれています。「周辺の市町もこれに非常に注目している」というメールも来ました。事ほどさように、市民の声が請願、それから今回のこの動きを見ている市民の皆様の声は非常に気持ちは強いということです。加えて、11人の議員さんたちも要望を出されたわけですから、ぜひここでその要望を出されたときのお気持ちに立ち返っていただきまして、この議案に賛成をしていただきたいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 議席番号3番、翔の会、浅野でございます。

今一番大きな問題は、4月にさかのぼってやるかどうか議論しているわけですが、私が一番反対する理由は、私が質問したときに答弁拒否をされたということです。それから、今、熊谷議員の方から突如として要望書をいわゆる松野派が出したということでございますけど、その前に、もう既に共産党から出されました小寺議員の小児医療の無料化は可決しております。ですから、順番に段階を追ってやってきているやつです。それを一気に、3月議会で10月1日から実施するというふうで賛成された方の中からさらにまた人数がふえて、4月1日にさかのぼってやれということになりますと、議員の一番の責務は、議決を採決する、その責任の重さです。その責任を考えていただければ、おのずと理解はできると思いますし、前に賛成討論されました議員の方は、携帯電話を議場に持ってきてやられるということは、これは傍聴席心得のところにもたしか明記されていることで、いわゆる議場は何もかもありということ、

これでは私はとても賛成の論戦を張ったというふうには理解できません。ですから私の最大の理由は、私が総括質問のときに答弁拒否をするということ。ということは、市長自身の御判断が答弁拒否でございましたので、私も多くを聞かずとも反対とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 20番 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 20番 広瀬捨男でございます。

ただいま議題になっております第39号議案に対し、賛成の立場で討論をいたします。簡単という言葉がちらちらとございますので、簡単に申し上げたいと思います。

このことは、私たち党派改革の昨年9月1日付で新聞広告を出させていただいた中でも、義務教育期間中は入通院とも無料にしようということも大きく皆さんにアピールしておったわけでございます。そしてまた、先ほどから出ていますように、堀市長もマニフェストでこうして皆さんに訴えて、そして当選されたわけでございます。そしてまた、先ほどから出ているんですけれども、ある会の代表の方が19年2月9日付で、たしか11名だったと思いますが、議員の方が19年度重点事業要望書として6項目にわたり要望書が提出されているわけでございます。その2項目のところ、現在瑞穂市においては中学校卒業まで入院医療費が無料であるが、今後は通院の医療費も中学卒業時まで拡大すること云々ということを含めた6項目が出ておるわけでございます。私も住民の人からやはり請願をしようということを受けまして、その請願の紹介者の一人としてお願いするわけでございますが、やはり少子・高齢化時代ですので、ぜひ子供の、中学といえば子供は子供なんですけど、やはり福祉医療として今議題になっていることを皆さん賛成していただいて、ぜひ4月1日からさかのぼってできることを皆さんにお願いして、簡単ではございますが賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、否決です。したがって、原案について採決をいたします。

原案、議案第39号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立少数です。したがって、議案第39号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については否決されました。

〔 9 番議員入場着席 〕

議長（藤橋礼治君） これより議案第41号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔 「なし」の声あり 〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔 賛成者起立 〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第41号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決をされました。

日程第4 議案第37号から日程第6 議案第40号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第37号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第6、議案第40号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査の付託をしてありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 星川睦枝君。

総務常任委員長（星川睦枝君） ただいま一括議案となりました3議案について、総務常任委員会の審査の経過及び結果について御報告します。

総務常任委員会は、7月3日午前9時30分から議員会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から市長、会計管理者及び所管の部長・課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第37号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

議案について補足説明を受けた後の質疑では、改正に伴い、日額報酬をそれぞれ 100円値上げすることによって、何人いて、どれだけの金額が削減されるのか。また、各投開票管理者、立会人等はどのような基準で選任しているのかと質疑がありました。答弁として、期日前投票所、投票所、開票所で今回の参議院選挙の場合は最低約 109人になります。選出方法の基準は、公職選挙法に細かく規定があり、選挙管理委員会にて各選挙ごとに当該選挙の選挙権を有する者など、法に沿って選任しているとのことでした。その後討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第38号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

補足説明を受けた後、質疑・討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、議案第40号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）です。

本案については、厚生常任委員会より所管部分の協議における意見の申し出があり、全委員に報告をいたしました。その概要は、厚生常任委員会所管の補正予算について、敬老会に係る事業については、3自治会增加により敬老事業事務経費等の助成金 4万 5,000円の増額は適当であると認識したが、敬老会対象者及び参加者への増額助成金については、自治会からの増額要望があまりない状況や、将来予想される老人福祉関係費の増嵩を考えると理解しがたいという内容のものでした。

次に、執行部より本案に対する補足説明を受けた後、質疑として、障害者福祉費の扶助費 711万円の増額補正については、人工透析の方がふえているとの説明がありました。また、人工透析の医療費は市が負担するのかなどの質疑に対し、重度障害者の人工透析は他法優先で、更生医療の適用となり、国2分の1及び県4分の1の負担を除き、市の負担になるとのことでした。

質疑終了後、休憩中に本案に対して、提出者、吉村委員、賛成者、桜木委員、小川委員より修正案の提出を受けました。提出者の吉村委員より趣旨説明として、厚生常任委員会の協議における意見に十分賛同するところがあり、歳出として、敬老会の補助金 352万円を 4万 5,000円に減額修正し、歳入として、財政調整基金繰入金の1億円を 9,652万 5,000円に減額修正し、収入・支出の合計をそれぞれ 155億 1,575万 5,000円とするものでありました。

その後、原案及び修正案の質疑、討論として、敬老会の趣旨、位置づけ、過去の議決の経過を踏まえて提出しているのか。敬老会の実施には費用がかかるので、自治会によっては実施できないところがある。実施できるところでも自治会費からの持ち出しがあったりし、この修正案では平等にできない。また、今まで市主催の全自治会長の合同会議で説明を行い、実施して

きた経過があり、厚生常任委員会からの報告のとおり、増額の要望はあまりないと伺っている。昔と今とは、どこの市町も敬老会の実施形態が違ってきている。昔に比べて、今は医療費、介護保険、老人福祉施設の問題に対しても大変手厚くなっている。十分ではないが、大変裕福になっている。老人だけを集めて祝うのではなく、家族の愛、その心が一番大切である。それを地域自治会で実施し、行政は少しでもお役に立てるのならとやっている。選挙に勝つためにお手盛りをどんどん言う者は反対。その分、生活保護、独居老人、弱者を救済する施策に使ってもらいたい。財政難のこの折、瑞穂市を背負っていく青少年に対する施策をすべきだとそれぞれ意見等がありました。

その後、原案に賛成で修正案に反対の討論とし、原案は議会の権威を重んじ、市民の総意の意見を受け、敬老会に対する感謝の思いを十分総括されて議案を出されている。この修正案は、福祉軽視、議会の過去の議決を尊重せず場当たりのものである。原案及び修正案に賛成の討論として、少子化にも力を入れたい。子供たちに使うお金がこれからどんどんふえていく。医療費もそうです。お年寄りの方には大変申しわけないが、その点、御理解をいただきたい。また、各自治会の敬老会について、執行部も極力平等の立場で執行されるよう指導をお願いしたいという賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で修正案を可決し、その他の部分については全員一致で原案のとおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成19年7月6日、総務常任委員会委員長 星川です。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第37号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第37号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第38号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第38号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第40号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 先ほど星川総務常任委員長から総務委員会でのまとめを委員長報告として責任を持って報告していただきました。その中で352万から4万5,000円に減額補正の委員会の提案が出まして、その中身についての議論を網羅して委員長報告の中で出しました。私は、委員長としては全部とは言いませんけれども、大方網羅をして委員長報告の中で報告していただきましたことにつきまして感謝を持っております。さすが、私も総務委員会に所属しております、総務委員長の星川委員長、桜木副委員長を推薦をしたが、さすが立派な正・副委員長だなあと私は受けとめました。それについては結構でございますが、ただ私は終始一貫して敬

老会についての信念を今まで貫いてきております。と申し上げますのは、敬老会は75歳以上の方々、若いときから一生懸命ここまで家庭を守り、地域を守り、国のために働いてこられた方々に対する敬愛の念の日なんです。75歳以上の方々に心からの感謝の集いを行政を挙げてやりなさいと。私は、各企業、各学校、行政官庁、全部休めということは、国を挙げて感謝の集いをやりなさいという印だと思っんです。そういう中において、過去、財源難の乏しい時代における前長期政権の松野友町長時代においても、大体1人当たり1万円平均で1日、対象者を長島温泉へお供して、町会議員、民生委員、婦人部、自治会こぞって心からの接待をしてねぎらいました。私は、過去そういうことをなされたことに対してすばらしいなあと思っております。そういうことを通じて先代を思い、子孫の教育のために一日そうして過ごされた時代はすばりしかつたなあと思ひます。私は終始一貫して、この敬老会をしっかりと位置づけていくことが若い子孫の教育のためにもつながると。時代の流れ、財政の乏しいとき、自治会からの要望が少ない、社会福祉費の増大だからそういうことをする必要はない……。

〔発言する者あり〕

9番（山田隆義君） いや質問ですよ、その中身について私は言っているわけですから、しっかりと聞いてください。私はだれの味方でもありません。市民総意の味方として、市民本位の市政をしっかりと私は位置づけて言っておるつもりでございますから、雑音を入れずに聞いてください。私は質疑の中で意見を申し上げておるわけですから。

そういう観点から、平成17年3月議会において当時の松野幸信市長の一般予算の提案がなされました。その提案の敬老会の福祉補助金では、到底敬老会、かつまた市民の声を充実させる補助金ではないということで、議員総意のもとに増額の予算を修正して出され、全員一致、今お見えになる議員さんは補欠選挙で堀議員、かつまた吉村議員が当選されましたので、そのほか18人の議員が全員、いわゆる全員の議員が賛成で増額を一般予算の中で位置づけて可決しております。議会の権能と行政の権能は五分五分ということをして二元代表制ということをして皆さん御存じのとおりでございますが、そういう中で市長は、議会が終わったときに全員協議会にお越しになって、この定例会においていろいろ御審議なされて、その経緯を十二分に踏まえて、厳正に執行をさせていただくとごあいさつされて退席をしておられます。厳正とは、議会の権威を十二分に尊重するというところから、議会が全員で増額、いわゆる一人頭3,000円見当を算定して1,000万の金額にして、その当時600万か650万だったと思うんですけど、一人頭3,000円で計算すると1,000万円ぐらいになるということで増額修正をして、一般予算を全員で可決しておるわけですね。その可決に対して市長は、議会のこの議決をしっかりと受けとめて、厳正に中立に執行させていただくとごあいさつされておるわけです。そうであるにもかかわらず、1年間ずうっと仕事をされて、昨年18年9月には17年度の決算議会があります。きちっと仕事をやったかどうか、議会の議決をずうっとやったかどうかという決算

議会で、何もその議会の議決どおりに執行しなくて、自分の持論どおりに執行してしまったと。そうであるならば、その9月の決算認定議会は、議員の賛成多数とかいったら別ですけど、全員の方が一般予算を増額して決定しておるわけですから、9月議会は、市長はそのとおりにやると言いながら議会軽視、自分は行政の執行権に基づいてやらなかったということですから、その議案は否決しないかんわけですよ。ところが、何のその賛成してしまったと。

そういう経緯の中で、また新年度予算に前市長は自分の方針に沿って予算書を提示された。その予算書を提示されて、今回、この19年度予算は3月に予算書が通過しておるわけですね。通過をしたから、今度の堀市長は、その当時議員をなされておられましたので、それではいかんといって、その当時、増額修正の中で可決しておりますもんで、やっぱり議会の権能、議員全員、自分も賛成したから、その差額についてはきちっと担保をして、やはり一人頭3,000円見当は必要だからということで、適正な判断のうちに352万円のこの補正を組まれたわけですから、私はだれの味方とかだれの味方じゃないとか言っておりません。過去の経緯と議会権能を重視し、市民のいろいろな方々の意見も網羅をして、敬老会とは何ぞやということも踏まえて、私はこの措置については妥当であると。

先ほど、同じ仲間の若園議員が、議会はそのときばったりで、くるくると変わってはいかんと。やはり議会の過去の推移の中で終始一貫して筋を通さないかんというようなことで、無料化の問題で討論の中で言われましたね。向こうで傍聴しておりましたが、さすが同じ仲間として、その件については立派だなあと私は思っています。だからこそ、今回のこの一般補正予算の金額については352万、いわゆる修正議案は断固として違った角度から言っておられるという観点で、この原案どおり若園議員は賛成をされると私は思っておりますけれども、その件について、私は星川委員長の個人的な所見、識見を、委員長としてまとめられた報告はされましたけれども、ほかの委員からはいろいろ私は意見等を聞きましたけれども、星川委員長からは委員長としての所見は聞いておりません。それから、委員長は委員長として、いろいろな意見を網羅してまとめられたことは大変立派だなあとと思いますが、私は星川委員長としての個人的な考え、意見をちょっとお聞きしたいなあと思っておりますので、大変失礼でございますが……。

〔発言する者あり〕

9番（山田隆義君） いや、委員長に質問しておるわけですから、私は。委員長には質問してもいいわけですから、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 15番 星川睦枝君。

総務常任委員長（星川睦枝君） ただいまの山田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、山田議員からは「個人的」というお言葉がございました。委員長報告としては、皆さんの御意見をまとめさせていただいて、今発表させていただきました。本会議場では個人的なことは省かせていただきます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 私は、その質問に対しての答弁はあまり喜んでおりませんが、星川委員長を私は選んだ立場として、総務委員会の中身の議論はいろいろ議論を尽くしておりますし、その報告については網羅して報告されました。私には 100% 不満であります。それは民主制度に基づいて賛成多数でその議案が委員会で通った以上、それ以上は申し上げません。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

先ほど議案第39号が、改革の広瀬捨男議員、熊谷祐子議員、私西岡一成議員、それから日本共産党瑞穂市議団、小寺徹議員の4名の賛成だけで否決をされたわけでありますので、その事実を踏まえて星川委員長に質問をさせていただきたいと思っております。

補正予算では扶助費 9,472万 9,000円が計上されております。その内訳といたしましては、4月遡及分として小学生分が約 2,500万円、中学生分が同じく 920万円、合わせて 3,420万円を含むものでございます。そこで、総務常任委員会は、その4月遡及分を含めた扶助費 9,472万 9,000円の予算計上に賛成をされたのかどうか、そのことについてお聞きをしておきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 15番 星川睦枝君。

総務常任委員長（星川睦枝君） 今の西岡議員の質問にお答えします。

今の御質問のとおり、可決しております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今の御質問のとおりということは、扶助費 9,472万 9,000円は4月遡及分を含めた予算計上を認めたということでもいいわけですね。もう一度確認をしておきます。

議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時32分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

星川総務委員長の答弁を求めます。

星川さん。

総務常任委員長（星川睦枝君） 先ほどの西岡議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

扶助費の件であります。これは今回、福祉医療助成に関する条例が提案されておりますので、否決か可決かわからないため、減額・増額の審査をしておりませんので、よろしくお願ひします。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） この扶助費の部分については、9,472万9,000円ですね、議論をしていないということは、具体的に採決をされたわけですので、そして敬老費の問題の修正案はありますけれども、要するに遡及分を含めたこの予算計上に賛成をしたという認識なのかどうかということをお聞きしたわけですね。議論をしたとかしていないとかということじゃなくて、遡及分を含む扶助費に対して賛成をしたのかどうか、そのところを委員長はどう認識しておるかということをお聞きしたわけですので、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

議長（藤橋礼治君） 15番 星川睦枝君。

総務常任委員長（星川睦枝君） この件につきましては、厚生委員会から通知をいただきましたのは、やはり厚生委員会では否決と。そして、総務委員会では、これは審査するまでも、きょうの本会議で決定された中で次の段階に入るものだと思ひております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） この扶助費については、きょうの本会議で決定された以降、次の段階に入るのではないかと思ひておりますという答弁ですけれども、問題は、本会議の前に委員会を開いておるわけでありまして、その委員会で、つまり総務常任委員会の中で、この扶助費の9,472万9,000円というものは4月まで遡及をするという予算でありますので、そういう算定根拠に基づいて計上されておるわけでありまして、それを総務常任委員会で認められたのかどうか、そのことを聞いておるわけですね。前に入るも何もじゃなくて、審査しておるとかしていないとかじゃなくて、どういう認識であるか。審査してなくてもその認識はあるわけですから、どういう認識でやられておるかということ。

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君、はいどうぞ。

総務常任委員長（星川睦枝君） 総務常任委員会の委員長としては審査しておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ちょっとよくわかりません。

要するに、何が言いたいかといいますと、これは補正予算でありますので、予算を提案するときには、それぞれの算定根拠に基づいて具体的な総額を計上しておるわけですね。であると

するならば、自分たちが10月1日からの実施を前提にする、そういう補正予算に対する態度というのはどうあるべきかという、やはり遡及ではなくて、10月1日分からの算定根拠に基づく予算の総額を計上する。つまり、具体的には、この4月遡及分に対する減額の修正案を出していくのが本来の筋ではないのかということをおっしゃるんです。そうでなければ、この福祉医療の条例改正に反対しながら補正予算の方の9,472万9,000円という4月まで遡及をした補正予算を認めるということは、それこそ全く自己矛盾も甚だしいわけでありますので、そこら辺のところをどういうふうに調整するかということをお聞かせください。あくまでもこの9,472万9,000円というのは10月1日からじゃないんです。4月に遡及をしたという前提で算定根拠を出して、この総額を計上しておられるんです。別の問題じゃない。どうですか。

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

総務常任委員長（星川睦枝君） 今回、10月1日より施行される福祉医療の条例にどれほどの費用が必要かと。初めて施行するために十分な予算を確保しておきたいために修正はしなかったわけでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 要するに簡単に言っちゃえば、10月1日からの予算を計上するのに、先ほど言った3,420万円分を差し引いた金額でいいわけですね。そうすると、それを加えた予算というのは、まさに予算の過大見積もりなわけですよ。議会というのは行政をチェックする立場にあるわけです。そういう過大見積もりがなされたときに議会はどうかということ、その算定根拠を厳しく追及する。つまり、公金でありますので、その公金について、どこにどう使われるかということも厳しくチェックするのが議会の役割であります。そうすると、3,420万円も上回るような予算に対して、それを賛成するというふうなことをもしやるならば、これから議会は執行部の予算の過大見積もり、その反対の過小見積もりもあろうかと思うんですけども、そういうのに対するチェックができないということになるんですね。そういうふうに論理的にはなるんですよ。その既成事実を一つつくることに議会がなるといふことなんです。だから、そのことを簡単に見過ごしてはいかんということです。だから、問題提起を含めて委員長に質問をさせていただいておるといふことです。減額修正案を出すのが筋ではないですか。

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

総務常任委員長（星川睦枝君） 見解の違いだと思います。西岡議員は私に対してわかっていらっしゃらない。私は西岡議員の言っていることがわからない。ここでそういう答弁をさせてもらいます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ちんぷんかんぷん、わかりません。

要するに、最少の経費で最大の効果を上げるという基本的な立場から、今回の補正予算に対して、議会、あるいは議員がどういう態度で臨むべきか、こういう基本的な問題なんです。それは結論から言うと、4月遡及を含めた9,472万9,000円の予算を認めるということは、逆に言うと福祉医療費を否定したという態度が間違いになる。それで、福祉医療の方を否定したということになってくると、4月遡及分を減額して修正をするということが一貫した態度である。論理的にもそういうふうになるんです。なりませんか。審査しておるしていないという問題じゃないと。

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

総務常任委員長（星川睦枝君） 先ほど否決されているんですから、それを修正するのは、修正案をこれから出してもらえばいいわけなんですよ。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 修正案を出すのは私じゃないです。修正案を出すのは、星川委員長も含めて総務常任委員会に入っている小川議員、星川議員、吉村議員、桜木議員、山田議員は先ほど退場されていますので反対をしたわけではないというふうに思うんですけども、そういう皆さん方がこの補正に対して減額修正案を出して、福祉医療費の否決とつじつま合わせをする、論理的整合性をとる、その手続をやるべきではないですかと聞いておるんです。そういう議論をしたかしていないかじゃない。していなければ、その予算に対してどういう態度をとったんですかということをお聞きをしている。それに対する答弁がないということなんです。

議長（藤橋礼治君） どうも今お聞きしておりますと、見解の相違が相当あるように思いますので、ほかの質疑があれば質疑を承ります。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 今、私申し上げましたが、相当の食い違いが.....。

〔「答弁していない」と19番議員の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 今、私の判断では、星川総務委員長はそれなりの審査をしていないという、そういうふうの答弁もしてみえますので、それ以上言えないということも一理かと思いますので。

19番（西岡一成君） 議論していないって、この9,472万9,000円を含めて審査をしておるんですよ。ですから、もしそのことに直接議論をしていないとすれば、その可決をした中にこの9,472万9,000円が入っておるんです、総務常任委員会で。入っているということは、この9,472万9,000円には積算根拠があるんです。4月まで遡及してということを経営部はちゃんと説明しておるはずなんです。それを受けて賛成しておるのであるならば、先ほど委員長みず

から言ったでしょう、西岡議員の質問に対してそういうふうに賛成しましたって。だったら、あの質問に対する答弁も議事録から削除するとか、あれを残すんだったら、今の態度は間違っておる。全然自分の態度が論理一貫性がない状態になってくる。

議長（藤橋礼治君） 答弁の方で今、審査をしていないと委員長が言われれば、それで……。

19番（西岡一成君） 何回も言いますけれども、審査をしていないわけじゃないんです。審査をした結果、要するにその部分は可決をしておるんです。ですから、改めてその可決についてさっき質問したんです。そうしたら、賛成をしましたという答弁だったんですよ。そうしたら、今また今度は審査をしていませんからなんて答弁だったんですよ。話がもう何が何やら、わけわからない。だから、きちっと答弁をしていただきたい。つまり、減額の修正案を出すべきではないですかと聞いておる。それは、だから出すべきではないという信念に基づいてやっておるんなら、やる必要はありません。だから、これこれしかじかの理由ですということ言えばいいんですよ、委員長がね。その答弁が出ていない。

議長（藤橋礼治君） それでは、15番の星川睦枝君。

総務常任委員長（星川睦枝君） 答弁がなっていないということですがけれども、これはやはり10月1日からということの中で、9月にまたやっていただければよろしいのではないのでしょうか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） もう何が何やら、わけわからんという話。10月1日だから9月からやればいいんじゃないですかということじゃなくて、10月1日までの執行の予算も含めて今度の補正で9,472万9,000円が計上されておるんですよ。それは4月遡及も含めて計上されておるんです。だから、委員会ではそのことについて賛成か反対か、どういう認識をされておるか聞いておるんです。これを、今回終わって、9月で補正をやるんですか。9月で減額をやるんですか、じゃあ今の答弁は。今回はこのままにしておいて、9月で減額補正をやればいいという、そういう趣旨で委員長は答弁されたんですか、もう1回答えてください。

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

総務常任委員長（星川睦枝君） それについては使わないという方向でやりました。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡君。

19番（西岡一成君） また一番最初の答弁とは変わっておりますので、改めて確認をさせていただきたいんですけれども、この9,472万9,000円は9月までは使わないということを確認しましたというけれども、だれが確認したんですか。議会に執行権があるんですか。執行権のある方がこれは使わないと言われたんですか。執行権のある者でないと、これは使わないなん

ていうようなことは言えないでしょう。それはだれが使わないと言ったんですが、言ってください。

議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によってしばらく休憩をとります。

休憩 午後 1 時50分

再開 午後 2 時11分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 再度確認をさせていただきますけれども、扶助費の 9,472万 9,000円という内容は、4月遡及分を含めた予算計上でございますけれども、そういうものを含めて総務常任委員会では賛成をされたというふうな理解でいいかどうか、再度委員長から答弁を求めておきます。

議長（藤橋礼治君） 星川睦枝君。

総務常任委員長（星川睦枝君） おっしゃったとおりでございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対する委員長の報告は修正ですので、討論の順序は、まず原案に賛成者、次に原案及び修正案に反対者、次に原案に賛成者、そして修正案に賛成者の順に行います。よろしゅうございますか。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩をとります。

休憩 午後 2 時14分

再開 午後 2 時17分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。
これから討論を行います。

本案に対する委員長の報告は修正ですので、討論の順序は、まず原案に賛成者、次に原案及び修正案に反対者、次に原案に賛成者、そして修正案に賛成者の順に行います。

それでは、まず原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 原案は、一般の補正予算の執行部からの提案でございます。それについては、老人福祉の問題は修正議案が出ておりますけれども、医療費の問題は4月1日にさかのぼって、1年間の計算をして出された議案でございます。私は、老人福祉の問題、352万円も当然計上すべきだと思っておりますし、それから医療費の無料化の問題も4月1日から当然計上すべきだと思っておりますので、原案は万々で賛成をいたします。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、共産党の小寺徹でございます。

今回の第40号議案の補正予算に対して賛成の討論をいたします。

この原案の中には子供さんの医療費を中学校卒業まで無料にする、それを市長の公約であるマニフェストどおり4月にさかのぼって実施をするという提案がされておりますし、これは市民の皆さんの要望であり、ぜひ実現する問題であるということで賛成をいたします。

さらに、敬老会の祝い金の増額の補正予算も組まれております。この内容は、瑞穂市議会では議員の修正提案で増額修正をした経緯もございます。1人当たり大体3,000円規模の予算に増額せよという修正案を提案し、可決した経緯があり、今回の予算案では1人当たり2,350円で、当初予算より1,000円増額をするという内容であります。老人の皆さん、特に75歳以上の方は非常に今まで苦勞をされ、日本の国土の開発、さらには日本の発展のために尽くされた方たちでございます。こういう方々の敬老を敬い、祝うという会に市として増額をして援助していくということについては非常にいいことだという立場で賛成をし、減額の修正案には反対の立場を表明したいと思っております。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 桜木ゆう子君。

14番（桜木ゆう子君） 議席番号14番 桜木ゆう子でございます。

私は、原案及び修正案に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

総務委員会におきましても本当にけんけんがくがくとやりまして、その議事録を読んでいたければどれほどの熱意で答弁をさせていただいたかわかるんですけども、まずこの敬老会自体のやり方について、これは平等ではない、公平性はないということを多くの議員が申して

おりました。それは、弁当を食べられる人はいいいけれども、食べられない寝たきりの人はどうするんだという問題もありました。それで、敬老の日とは、老人を敬い、大切に作る心、それが敬老の日、この日一日だけではないと思うんですね。毎日が敬老を思う日でありたいと私は思います。国を挙げて休日になっておりますけれども、これは一行政だけがその日に敬老の日としてやるのではなく、この休日の日に家族や、近所の人や、孫や、みんながおじいちゃん、おばあちゃんと親しんでいただいて、大切に、そして学校も休み、仕事も休み、そして老人を祝ってあげたい、こういう日じゃないかなあということで国が決めているんじゃないかと思うんですね。それを国とか行政に丸投げする方法は私はあまりよくないと。行政だけがやれと、家族は知らんぷりと、こういうことがやっぱり問題です。

今のお年寄りたちは、大変お金や物に豊かな時代でございます。しかし、心の中は、独居老人でありますとか、家族にみとられない、そういう寂しい生活を送っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思うんですね。ですから、いま一度、この敬老の日という、この議会でもこうしてもめるように、去年ももめておりました。ことしもまたこういうふうです。しかし、市民の皆さんに、市民の老人の方にどうしてこういう議論に及ぶのかわかっていただくためにも、ただもらえるものはもらえばいいという気持ちではなくて、病気にせず医者にいかからないことも、その費用が少しでも浮けば、これは少子化問題にも、10月から始まります医療問題にも助かるわけでございます。ですから、自分たちはまだまだ若い、何ができるのか、老人たちは家族やみんなにほったらかしにされて、そっぽを向かれて寂しい思いをしております。けれども、すばらしい能力を持っております。そういうお年寄りたちが、本当に生きていてよかった。自分の命が国のためになっているんだ。この市町のためになっているんだという気持ちをもっともっていただくために、そういう考えるいい機会でもあるんじゃないでしょうか。ですから、ただ単に弁当だけやっておけばいいということではなく、本当の敬老を祝ってあげる、老人を思いやる心が大切だと思います。ですから、いま一度、行政側もこれまでの施策に満足することなく、心の場に踏み込んで解決することを希望いたします。よって、私はこの議案に対しまして、原案及び修正案に賛成をさせていただきます。皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げます。終わり。

議長（藤橋礼治君） ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 議席番号8番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第40号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の原案に賛成、修正案に反対いたします。

三つ理由を述べさせていただきます。

まず一つ目ですが、敬老の日というのは法律で位置づけられている地方公共団体の行事です。地方公共団体がやるべきだというふうに位置づけられております。厚生常任委員会で執行部に資料を求めましたものを読ませていただきます。老人福祉法の第1条は基本的な、「この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする」と。それから、第2条はたびたび読まれますが、「多年にわたり、社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」と、これが基本的な理念でございますが、第4条にこうあります。「国及び地方公共団体は老人の福祉を増進する責務を有する」。「自治体の責務」とはつきりうたっています。さらに、第5条で老人の日、敬老の日及び老人週間についての条文があります。「国は、敬老の日、老人の日において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする」と、こういう条文がございますので、家族や地域ですることは本当に大切なことだと思いますが、それとは別の議論で、私たち議員は、こういう法律の条文で自治体がやるべき行事として位置づけられているということを抜かした議論をすることは許されないとと思います。

ということはどういうことかと申しますと、本来なら市がやるべき行事として位置づけられているということです。このことにつきましては、瑞穂市の敬老会のあり方の経緯というものも考えなければなりません。これも資料を執行部に求めましたが、合併前においては、旧穂積町は長島温泉へ招待したり、その後は総合センターに老人を送迎し、式典及びアトラクションとして演芸を実施していた。旧巢南町も同じです。送迎、式典、アトラクション、演芸をしていました。平成15年の合併協議会の調整においては、小・中学校区単位での地域開催型の敬老会に移行することが話し合われましたが、現行の予算額内で実施すること、これは900万円ぐらいだそうですが、1,000万円近かったわけです。15年度については、その予算で総合センターに送迎、式典、アトラクションの祝賀行事が行われました。翌年16年度から各地区におろされることになりましたが、自治会の開催については各自治会単位を中心をやってくれというふうに自治会連合会理事会で瑞穂市敬老事業助成金交付要綱の説明をしたところ、敬老会は市ですべきで、自治会単位ではできない等の反対意見があったので、自治会長さんに文書をつくってお願いしたという経緯がございます。つまり、市でやるべきことを、かなりの反対を押して自治会へおろしていきました。これを原点に戻って、法律上の、きちんと市がやるべき、今から市で総合センターでやれという意味ではありませんが、予算を削っていったということは市の責任を非常に軽くしていったということになると思います。

2点目でございますが、この予算につきましては、2年前の平成17年3月議会の議員提案で、この本会議場で1人当たり3,000円まで増額補正をすることというのを私たちは議決しており

ます。平成17年度当初予算は 300万円だったんです。余りにも助成額が低いというふうに議員たちから声が出まして、議会より修正案を提出され 1,000万円、1人当たり 3,000円で実施するように修正案を全会一致で可決しております。それをたった2年で減額するというふうに、ほぼ同じ議員が決めるというのは非常に一貫性がないと申し上げます。

もう1点でございますが、選挙目当てというか、ばらまき福祉であるという議論がございましたが、これは、先ほど申し上げましたように、市の自治会連合会総会席上で要望がございました。ですから、市長が欲しいと言われないものを予算に組んでいるわけではないということは明らかでございます。

以上3点をもって原案に賛成討論とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4番（堀 武君） 4番 堀です。

修正案に賛成します。

今、お話の中で敬老会の75歳以上の方に対する敬老の心というのは、私は人一倍持っておるつもりです。ただし、今私も、自治会において敬老会の形というのをやっていますけれども、それは市からいただいた予算と、それから自治会の予算を両方使いまして、自分たちの努力でやっております。それは決して敬老を軽んじておるわけではありません。自分たちがやはり努力をするということも必要です。敬老会というよりは、そのときに言われているのは、まだ75歳以上で「敬老」という言葉を使われるのは嫌だと。「豊寿」という言葉を使ってくれと、そのように言われるぐらい皆さん元気なんです。ですから私は、全部おんぶにだっこで、市の予算をいただいてやるのでなく、自分たちが努力して、そして祝ってやるということが一番肝心で、それは心があって初めてだと思えます。お金で解決しようとか、行政のあれで解決しようという、そういう問題ではありません。私は、自分たちで努力して、自分たちの中の年齢のいった方の幸せをいかに願って、一緒にやっていくという、そういう努力が必要だと思えます。ですから、私は修正案に賛成させていただきます。

議長（藤橋礼治君） ほかに討論ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

20番（広瀬捨男君） 20番 広瀬捨男でございます。

原案に賛成の立場で討論を行います。

先ほどからも何回も出ているんですが、例えば敬老会の助成金でございますが、皆さん御存じのように、こういう本をいただいておりますが、これは合併協定書の中にあるわけで

す。協定書の21 - 5 (3)に書いてあることをちょっと読み上げます。敬老会事業については、両町の小・中学校区の単位の地域開催型の敬老会に移行する。両町の現行、ここですよ、現行の予算枠内で実施する。現行ということは平成14年度ということです。そのころは、たしか900万円近い金を両町で使っていると思います。そしてまた、先ほどからも話がございましたけど、それにもかかわらず321万という平成17年度予算を議員提案で全員賛成で1,000万円に可決しておられるわけです。そういうことを考えていただく。そしてまた、先ほど熊谷議員からもちょっとありましたが、この敬老会を催すということは、「ねばならない」ということになって、具体的には5条3項、国は、老人の日において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとして、国及び地方公共団体は、老人週間において、老人の団体、その他のものによって、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならないと「ならない提案」なんです。それは、みんな御存じのとおりですけど。したがって、当然これはその協定どおり、そんなに財政が苦しいわけじゃございません。だから、当然やるべきだと思います。

2点目として、先ほどから何回も出ているんですが、先ほども私は述べましたけれども、当然、義務教育期間中はできるだけ医療の負担を少なくして安心して少子化対策に向かうということで、マニフェストにもありますように、当然4月に遡及して、入院・通院とも安心して子育てができるということは当然のことだと思いますので、したがって原案に賛成の立場で討論します。お願いします。

議長（藤橋礼治君） ほかに討論ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小川君。

6番（小川勝範君） 議席番号6番 小川勝範でございます。

7月4日、岐阜県の正・副議長会がございまして、議長さんと副議長さんと交流会があったんですが、実は我々は今、議会中であると。そして、自分は総務委員会におるんだと。今回、老人の関係で大変もめておると。で、いろんなところを聞いたんですね。岐阜市が850円で、おい瑞穂市はどんだけやと。そうしたら修正されて2,350円、それはちょっと与え過ぎじゃないかと。岐阜市は、850円でも自治会が心を込めて敬老会を開催しておると。金額が安い高いは一言も文句を言われぬというような発言をされておられます。そして、郡上の副議長でありましたが、この方も言われました。やっぱり敬老というのは、自治会が力を込めて老人を大切にすると。必ず老人を大切にすれば、我々もその次には大切にさせていただけるということをご各市町の副議長さんがお話をしておりましたので、修正案に賛成をいたしますので、よろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について、起立によって採決をいたします。

委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決いたします。

修正議決した部分を除く部分について原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、修正議決した部分を除く部分について原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第42号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第42号市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 若園五朗君。

産業建設常任委員長（若園五朗君） 議席番号2番、翔の会、若園五朗です。

ただいま議題となりました議案第42号について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

産業建設常任委員会は、7月3日午後1時30分から巢南庁舎1階公室で開催しました。全委員が出席し、執行部から市長、所管の部長・調整監・課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第42号市道路線の認定及び廃止については、市道路線整備に伴い認定するもの2件、廃止に伴うもの1件、宅地開発に伴う管理引き継ぎのもの6件、寄附・採納によるもの5件で、計13路線を認定し、1路線を廃止するものであります。認定・廃止の予定場所を、配付資料、地図に沿って各市道路線ごとに延長距離、幅員等詳細に説明がありました。これら補足説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成19年7月6日、産業建設常任

委員会委員長 若園五朗。以上です。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第42号市道路線の認定及び廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第42号市道路線の認定及び廃止については委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第8、発議第7号異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 13番 山本訓男です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書を提出させていただきます。この意見書は、棚瀬悦宏議員、広瀬時男議員の賛成をいただきまして、異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書を提出いたします。なお、趣旨説明は朗読をもってかえますので、よろしくお願いします。

異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書。

本来であれば、数十年に1度というレベルの異常気象がこのところ頻発している。温帯低気圧が台風並みに猛威を振るい、それに伴う洪水や土砂災害、さらには集中豪雨や竜巻の頻発などにより多くの人命が失われ、家屋や公共施設、農作物にも甚大な被害がもたらされている。

また、海岸侵食の進行や夏の猛暑も例年化している。こうした異常気象や猛暑は、地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘しているところである。

このような状況下、環境立国を目指す日本は、海岸保全や防災のための施策はもちろんのこと、確実に地球環境をむしばんでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を講ずべきである。

以上の観点から、下記の事項について国及び政府に強く要望する。

記１．集中豪雨等による災害に強い堤防や道路等の基盤整備、まちづくりの推進と海岸侵食対策を積極的に進めること。

２．集中豪雨や竜巻等の局地予報体制の充実のために、集中豪雨や竜巻発生 of 短時間予測が可能なドップラーレーダーを計画中のところ以外にもふやすと同時に、緊急避難が無事できるような体制を確立すること。

３．学校施設や事業所等の屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）のほか、環境に優しいエコスクールの推進、自然エネルギーの活用を組み合わせることで教室や図書館等への扇風機やクーラー等の導入を図ることなどを積極的に進めること。

４．森林資源などのバイオマスや太陽光、風力、小水力などの自然エネルギーの積極的利用を進めるとともに、バイオマスタウンの拡大や関係の法改正等に取り組むこと。

５．今国会で成立した国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律を実効性あるものとするため、まず国・政府が率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を積極的に行うこと。以上であります。

なお、地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。なお、提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三様、国土交通大臣 冬柴鐵三様、経済産業大臣 甘利明様、文部科学大臣 伊吹文明様、環境大臣 若林正俊様、以上でございます。

よろしく御審議の上、御賛成を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りをいたします。発議第7号は会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書についてを採決いたします。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、発議第7号は可決されました。

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

議長（藤橋礼治君） 日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

日程第10 発議第8号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第10、発議第8号議員定数検討特別委員会設置決議についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

15番 星川睦枝君。

15番（星川睦枝君） 議席番号15番 星川睦枝です。

7月2日、各常任委員長の賛成を得て、発議第8号議員定数検討特別委員会設置決議についてを議長に提出いたしました。提出の根拠は、地方自治法第110条及び瑞穂市議会委員会条例第6条の規定であります。

お手元に配付されております設置決議の趣旨説明を行います。

現在、当市の議員定数は20人で、これは旧穂積町、旧巢南町のそれぞれの議会において平成14年12月に定められたものであります。地方自治法は議員定数の上限を規定しており、その範囲内で議員定数を定めなければならないとあり、地方自治法第91条の規定によれば、人口5万以上10万未満の市においては、この上限が30人となります。平成17年に実施された国勢調査では人口が5万9人となり、当市はこれに該当することになりました。このため議員定数を検討するものであります。

以上、設置決議の趣旨説明をさせていただきましたが、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りをいたします。発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号議員定数検討特別委員会設置決議についてを採決いたします。

発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、発議第8号は可決されました。

お諮りをいたします。発議第8号議員定数検討特別委員会設置決議についてが可決されましたので、委員を選任する必要があります。そこで、議員定数検討特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員定数検討特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定をしました。

追加日程第1 議員定数検討特別委員会委員の選任

議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、議員定数検討特別委員会委員の選任を議題といたします。議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午後3時03分

再開 午後3時34分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。議員定数検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、澤井幸一君、土屋勝義君、棚瀬悦宏君、広瀬時男君、安藤由庸君、広瀬捨男君、小寺徹君、松野藤四郎君、山本訓男君、桜木ゆう子君の10人を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員定数検討特別委員会委員は、ただいま指名したとおりで選任することに決定をしました。

これより、議員定数検討特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行いたいと思います。議員定数検討特別委員会委員は第2議員会議室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定によりまして、委員長が互選されるまで年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、しばらく休憩をとります。

休憩 午後3時36分

再開 午後3時46分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

議員定数検討特別委員会の委員長には澤井幸一君が、副委員長には広瀬時男君が決定しましたので、御報告をいたします。

議員定数検討特別委員会委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りをいたします。この件を日程に追加し、追加日程第2とし、議題にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、この件を日程に追加し、追加日程第2とし、議題とすることに決定をしました。

追加日程第2 閉会中の継続調査申出書について

議長（藤橋礼治君） 追加日程第2、閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

お諮りをいたします。議員定数検討特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 休憩をお願いします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により、しばらく休憩をします。

休憩 午後3時48分

再開 午後4時06分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま若園五郎君ほか12人より発議第9号堀孝正市長に対する問責決議についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定をしました。

追加日程第3 発議第9号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 追加日程第3、発議第9号を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

2番 若園五郎君。

2番（若園五郎君） 議席番号2番 若園五郎、翔の会でございます。

先ほど議長あてに堀孝正市長に対する問責決議を瑞穂市議会会議規則第13条の規定により議長あてに提出しました。提出者は若園五郎議員、賛成者は12名でございます。氏名ですけれども、広瀬時男議員、浅野楔雄議員、澤井幸一議員、土屋勝義議員、星川睦枝議員、小川勝範議員、桜木ゆう子議員、堀武議員、吉村武弘議員、安藤由庸議員、棚瀬悦宏議員、山本訓男議員。提出者1名、賛成者12名をもちまして堀孝正市長に対する問責決議を出したところでございま

す。お手元の方に内容については配付してございますが、あえてここで御説明申し上げます。

平成19年第1回瑞穂市議会定例会が招集され、3月23日の本会議において議案第13号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての採決がありました。この改正条例の内容は、平成19年10月1日より福祉医療費助成の対象に小・中学生の通院に係る療養給付費等を加えるものでございます。この議案第13号の採決は、全会一致で可決されました。当時、市会議員であった堀孝正市長も、10月1日からの改正条例に賛成されたことも事実で明らかでございます。

昨年12月26日に市長選への出馬要請をされ、議員として、この3月23日に反対討論をすることもなく、賛成の意思表示をされた福祉医療費なのに、すぐさま4月13日告示の市長選のマニフェストにおいて、10月1日ではなく、4月1日に遡及して実施する施策を掲げられているところでございます。また、市長選の告示前に出している「夢のある瑞穂市をつくる会」の勧誘案内にもマニフェストと同様に4月1日からの実施が記載されております。10月1日施行の条例の議決に賛成されたのは、この条例が最良であるから賛同されたと思料されるが、昨年12月26日、出馬表明されて、かつ3月、4月の政治活動には4月1日に遡及することとなっておりますが、反対ならば、なぜその意思を表明されないのか。また、3月議会の賛成議決行為は正当であったのか疑わしい。

また、平成19年第2回瑞穂市議会定例会の6月29日の総括質疑で浅野議員が、3月議会で福祉医療費は10月1日から実施する条例を議員全会一致で可決した。その議決の重さと元市会議員としての議決された意思を、4月のマニフェストで4月に遡及して実施するとすぐに意思を変えています。どのようにお考えかという質疑に対して堀孝正市長は、マニフェストに載せたから前松野市長が条例を議会に出されたという筋違いの答弁でした。堀孝正市長自身の意思、信念についてどうなのか再度確認したところ、これ以上答弁を控えさせていただきたいと答弁を拒否されました。このように、本会議での質疑に対しての答弁拒否は、議会との二元代表制において住民代表の議会軽視であるとともに、行政の説明責任は全くなされていません。

また、この6月議会に上程する議案については、事前に行政側の政策審議委員会にて協議され、議案が作成されているはずですが、議案第42号について、事前配付として6月18日に配付され、会派別の勉強会においても執行部及び堀孝正市長より19路線の説明を受けています。それが何の報告や説明もなしに、堀孝正市長独自の判断にて、開会前日の午後9時ごろに急遽変更を意思決定され、政策審議委員会で差しかえの協議もせず、議会開会当日朝、認定路線を6本除外し、改めて提出されました。議案の重大さが欠如しているほかない。事前配付されたこの議案は単なる資料なのでしょうか。これは差しかえではなく、すりかえということですか。

6月30日及び7月1日の一般質問において、多くの議員が公選法により発行されたマニフェストについて質問されました。このマニフェストには学童保育は小学校敷地内で実施と掲げな

がら、市長の答弁では、小学校敷地内でできないところはその周辺敷地だと、その姿勢は請願者のみならず議会、市民を愚弄したものであります。市長の答弁は、各マニフェストの具体的な内容を説明されず、至るところで「先進地を見て」、また「他の市並みに」と答弁されております。特に財源については、下水道に関しては600億円とか400億円とか示しておきながら、また他の政策については明確な財源を示していません。計画性と、その具体性が示されていません。そもそも堀市長として当議会に十分説明ができていないことは、住民への説明責任が果たされていない。これは有権者をあざむくことになりはしないか。また、市長としての重大さをどのように思われているのか、不信の念を抱くこと倍増に当たる行為でございます。市長としての事の重大さを考えれば、行政の最高責任者としての資質を疑うほかなく、こうした市長の一連の行為・行動に対し、その責任を問うものであります。

まだまだ問責の事案はありますが、一部でございますが、以上をもって決議にかえさせていただきます。平成19年7月6日、岐阜県瑞穂市議会、堀孝正市長に対する問責決議について。提出者、若園五朗。以上。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りをいたします。発議第9号は会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 議席番号8番、改革の熊谷祐子です。

私は、ただいま提出されました堀孝正市長に対する問責決議について、反対の立場で討論をいたします。

ここに2枚のマニフェストがございます。1枚は堀現市長、もう1枚は松野幸信前市長のマニフェストでございますが、当選されました堀市長の基本姿勢は四つございましたが、まずそ

の1番は、人と自然に優しい瑞穂市をつくりたいと、これを第1に上げられ、第2に、市民の声を十分反映させて、透明性、公平性ある行政を推進したいという、56年松野体制が続いた瑞穂市にとっては大変画期的な基本姿勢を打ち出されていらっしゃいました。

このマニフェストに従いまして、今議会でまず人に優しい議案を提出されました。一つは子供でございます。中学校卒業までの医療費の完全無料化を4月からにしたいと、これが一つでございました。そして、もう一つは敬老会の増額補正でございました。この二つの議案は、まさに人に優しい瑞穂市を具体的に示されたものでありましたが、4月からの福祉医療費の完全無料化は議案が否決されました。また、高齢者に対する敬老会増額補正予算は減額となりました。

これはどういうことだったか。つまり、この平成19年、2007年6月の瑞穂市議会というものはどういう議会であったと、後年歴史的に位置づけられるかと考えてみますと、私は私なりにスパイラル議会であったと、こういうことに後年なるだろうと思います。先日の新聞によりますと、名古屋駅の近くにスパイラルビルをつくっているそうです。これは、名古屋モード学園がねじれたビルをつくっていて、もう衆目の目が一気に行くだろうと言われております。つまり、平成19年のこの6月瑞穂市議会はまさにスパイラル、ねじれ現象の議会だと思えます。

なぜねじれているかと私なりに考えてみますと、市長は、さっきの基本姿勢で二つ目、市民の声を十分反映させたいというふうに言われましたが、私たち議員は選挙で選ばれて、市民の声で出てまいりました。これが3年前でございます。市長も選挙で選ばれ、市民の声で出ていらっしゃいました。つまり、これがねじれているということだと思えます。この4月22日の選挙で当選された堀市長は、直近といたしますか、最新といたしますか、一番新しい民意で出ていらっしゃいました。私たちは3年前の民意で選ばれております。この3年間の瑞穂市の変化、民意の変化というのはやはり非常に大きいものだろうと思います。3年前の民意で選ばれた私たち議員と、4月ですと3ヵ月くらい前よりもっと短いですが、に選ばれた直近の民意をあらわしていらっしゃる堀市長、この民意がやはりこの議会では非常にスパイラルであったということであろうと思います。このねじれは緩んでもとに戻るということが、この先、歴史的にあるとお考えでしょうか。

先ほど福祉医療費のことでちょっと申し上げましたが、なぜ瑞穂市は長野県や宮崎県を目指さないのか、福祉医療費が反対されるということに関してですね。そうしたら非常に誇りに思える瑞穂市になると。近隣の他の市町も、あの福祉医療費については非常に注目しています。通らなかつたら非常に残念ですという若い子育て中のお母さんの声がありました。これに凝縮されていると思います。この下から突き上げるようなねじれは、もうもとに戻ることはいません。ますます進むであろうと私は思っております。

具体的な、ただいまの提案の中にあることについて、一、二簡単に申し上げます。

まず、瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例のことですが、3月議会で通って10月1日からであったものを、今議会で4月1日からにするという条例が提案されましたが、なぜこれが反対ならばとか、3月の条例が最良であるから賛同されたと思料されることになるのでしょうか。10月1日からであったものを4月1日からに直すわけですね。これは反対というようなものなのでしょうか。単なる積み上げではないのでしょうか。ですから、4月1日からの条例を出したとしても反対したことにもならないし、10月1日からが最良と考えたということにも全くならないと思います。

次に、具体的なこの問責決議の2点目ですが、浅野議員の質問の中で堀孝正市長の答弁が非常に筋違いの答弁であったと。マニフェストに載せたから前松野市長が条例を議会に出されたという筋違いの答弁でしたという箇所がありますが、ちょっとこれはまとめ方かと思いますが、言葉足らずですが、「私、堀市長がマニフェストに載せたから前松野市長が3月に出した」と、さっき全部時系列で説明しましたのでおわかりいただけるとと思いますが、つまりこのことから、もう既に何度も申し上げておりますが、10月からであっても平成19年度の予算に間に合わなかったと、慌ててやったのでということの説明であって、全く筋違いではないと思います。

最後に、市長のこのマニフェストというのと幸信市長のマニフェスト、結局は堀市長が当選されたわけですが、比べてみますと、堀氏のマニフェストは非常に具体的でございます。財源がないという議論がございますが、これは私たち改革で練りに練って、もちろん堀孝正現市長が最終的に具体化されたものですが、その第1号を見ていただきますと財源特集になっております。非常に潤沢な財源で、これを市民に還元しなければいけないとまずここで示して、そして2号、3号というふうに、この財源でやるべきこと、おくらしていることをやるべきだということを示していった経過がございます。もし松野市長が当選されていて、非常に財源、政策が具体的でなかった場合に、この同じ理由で問責決議を皆さんは出されるのでありましょうか。そういうことは多分なさらないと思います。

以上、大きい理由、あと事細かな三つほどの理由を申し上げました。以上の理由をもちまして、私はこの問責決議案に反対いたします。瑞穂市が今後このねじれを緩めることなく、瑞穂市民の皆様が一層活火山のように、市民の皆様からのエネルギーによってねじれることで崩れることなく、市民のエネルギーによって瑞穂市が本当にすばらしい近代的なまちに、ソフトの面もハードの面もなっていくことを心より願っております。

以上で私の反対討論を終わらせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 議席番号3番、翔の会、浅野です。

今、反対の論戦を行われました中で一つ気になりますのは、もし松野市長が当選されていたら問責決議案は出てきませんでしたかという推定で物をしゃべっておられるということは、多少この本筋から離れているのではないかなあということと、それから私がお尋ねしたときに答弁拒否されたことは現実でございます。

それともう一つ、答弁の至るところで「先進地を見て」「他市並みに」というふうに答弁されております。当然、マニフェストを書かれるときに既にこれは全部調べてからできてきているものと一般市民は理解していると思います。そしてまた、下水道についても600億、400億と、いわゆる数字が200億も狂ってくると。これもまたおかしな話で、やはりきちっと調べておられれば、下水道をやった場合に運転資金、それから返済資金、いろいろやりますと、私の計算では、いろいろな資料によりやりますと1,000億はかかります。というのは、やっぱり瑞穂市の場合は、皆さんも御承知のように16本の河川がありますので、全部その川を越えるのにポンプアップしてやらなきゃならないという非常に弱点もありますので、そういうようなことでもありまして、やはりきちっと正確な数字というものをいろいろ調べていただいて御提案いただきたいということで、私は、きちっと調べてからのあれでしたら問責決議案に反対しますが、きちっと精査して提出されていないというふうに判断して、この問責決議は私は賛成でございます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺徹です。

堀孝正市長に対する問責決議案に反対をいたします。

その理由は、ここに上げてあります三つの理由が問責決議に当たるということが私はどうしても感じられんということでもあります。

まず、第1点目の乳幼児医療の無料化、中学卒業まで、これを10月1日から4月1日にさかのぼって実施をする。これに対して問責決議の中では、3月の議会で現市長が議員のときに10月1日で賛成をしたじゃないかと。その態度と違うということが大きな問題になっておるわけでありまして。これについては、3月議会のときに10月実施するということについては非常によくなることで、当然賛成という立場をとられたということはいいいことでもあります。さらにそのときに、さらにもっと早く4月にやりたいという表明をすべきじゃなかったかということをごここでは書いておるわけですが、そのことは反対という表明じゃなくて、賛成をさらに進めるといふ表面をしなかったということは、市長に対する議案の提案のときですから、それに対する態度ですから賛成でいいと。さらに、内ではもっと早く市が実施したいという思いがあったと。その思いを実施しようということで、市長選に立候補するときにマニフェストで4月

1日にさかのぼってやるということを提案し、さらに今議会でその実施のための提案をしてきた。それは当然であって、何ら問責決議に値する問題じゃないということでございます。

さらに、二つ目の問題で、議案第42号は道路認定で、ダイヤモンドシティが名古屋紡跡に誘致された場合の交通アクセスを県・国とあわせて協議してきて、その路線が大体できたと。その路線を道路認定するという内容であったわけですが、これについては地元との協議、また地権者との協議がまだ終わっていないと。そういう協議が終わっていない前に議会で認定を提案して先行するということについては、私も説明を受けたときもちょっと早いんじゃないかという気を持っておりまして、説明を受けたときの市長の話じゃないけれども、そこら辺は重視する必要があるよという意見も申した経緯がございます。そういう点で、いろいろな各会派の異論、議論を聞きながら市長が最終的に今回その道路認定は取り下げられたという判断をしておるわけございまして、何ら問題ないというのが私の実感でございます。

さらにもう一つは、マニフェストの中に学童保育を小学校敷地内で実施ということを掲げながら、市長の答弁は小学校の敷地でできないときはその周辺で実施ということでございますので、これも基本的には小学校内で実施したいけれども、いろいろな条件があると。そういう中で柔軟に対応していこうという、そういうこのマニフェスト、さらに柔軟に実施する方向で柔軟に考えていこうという答弁であると私は理解をしておるわけですね。そういうことで、何もそう問責決議にかけて責任追及するという問題でもないと思い、この問責決議について、その提案の内容が問責決議に当たらないという立場で反対をいたした次第でございます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤由庸でございます。

ただいま若園議員から提出をされました問責決議について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど小寺議員から御指摘のあった点等々につきましては、なるほどおおらかに解釈をすれば、そのような解釈も成り立つような気がしないわけではないわけですが、例えば今回の一般質問において、選挙後初の議会でありましたので、一般質問に立った議員の多くが市長の掲げられましたマニフェストの内容について質問をした。しかしながら、その場において返ってきた答弁の大半が、これから関係部署に対して調査をさせる、調べる、先進地を視察するという、全く具体的な内容についての答弁がございませんでした。選挙民は、このマニフェストに書かれました内容をそれなりに想像して一票を投じて、そして現職の誕生を望み、そしてそれがかなったわけでありまして、その具体的なイメージがどうあるかということはこの議場で問うたにもかかわらず、その具体的なイメージはついでに語られることがなかったわけです。そのような状況にあって、これが民意であるからと。だから問責には当たらないんだと

というような理屈は成り立つとは考えられません。

先ほど、午前中の福祉医療費の件につきまして私のところに電子メールが届きましたというお話をいたしました。その中の一文を見ますと、このように書かれております。「民意をもって当選された市長とともに、新しい瑞穂市づくりに議員の皆さんも賛同されるものとばかり思っておりました」。これは実は、さきの厚生常任委員会で当該議案が否決されたということをご非公式にどこかから知られた方が私に対して送ってきた電子メールの一部でありますけれども、そのいきさつはともかくとしまして、新しい瑞穂市づくりを期待されているのが堀市長なんです。しかしながら、一般質問の際に示されたものは、到底その新しい瑞穂市づくりに対する段階も具体的なイメージも示されなかったということでもあります。少なくともマニフェストに掲げられたものを実現していこうとこれから努力をされるのであるならば、もう少し具体的な説明があってもよかったですのではないかと。

そして、私が今回、この問責決議に賛成をした一番の理由は、そうした答弁の内容等々もさることながら、6月30日に行われました一般質問の中で、吉村議員の質問に対する答弁の中にあつた回答であります。その回答は、「地方分権の時代である。市民に利益のあることであれば国の法律に違反しても構わない」。これはそのように発言をしたわけではありませんが、そういう趣旨の発言がなされていることは、後日、議事録を確認していただければ明らかであります。一自治体の最高責任者が、住民の利益であれば国の法律に違反しても構わないと言うことは、いかにも市長としてのその職責、その重要性の認識を欠いているものと言わざるを得ません。そのように考えますと、先ほど反対者の討論の中におよそ問責に当たるような事態ではないのではないかという発言がございましたけれども、十分問責に値する事態ではないかと考えられます。

再度申し上げますが、民意をもって当選された市長、新しい瑞穂市づくりに活躍をしてくれるというふうに思った有権者に対して、今のような認識があるということは十分反省をしていただきたい。少なくともこの1点については、ここにおいでの皆様は反論されることはなからうというふうに思います。このマニフェストの内容で若干変わったところがあるというようなことがあります。つくられたときから現在までの間に若干の時間的な差異がありますので、それは仮に認めたとしても、しかしながらその内容について具体的なことが示されてこなかった。仮に具体的じゃなくても、マニフェストに書かれているものをもう少し鮮明に想像できるような答弁がいただけなかったということは、このマニフェストは一体何だったのかというふうに問わざるを得ませんし、先ほど私が申し上げましたように、いかに住民の利益であっても、国の法律に違反することは構わないという発言は許しがたい発言だろうというふうに思います。

以上の点から、私は今回提出されましたこの問責決議に賛成をいたします。

議長（藤橋礼治君） 本日の会議時間は、議事の都合によりまして延長させていただきます。

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） はい、9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 議長、私はこの問題につきましては、諸般の都合により議決を退席させていただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） はい、許可します。

〔9番 山田隆義君退場〕

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

西岡一成君。

19番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、本問責決議案に反対をする立場で簡単に討論を行いたいと思っております。先ほど熊谷議員、それから小寺議員の方から反対討論をされております。非常にいい反対討論であったというふうに思っております。

6月定例議会の最終日のこの議会をただいま振り返ってみますときに、やはり今後堀市長が反省をすべきこと、課題とすべきことがあると思っております。これはゆっくりまた総括をしたいと思っておりますけれども、かりそめにも皆様方の中で具体的な答弁がもっと聞きたかったと、こういうことはやはり真摯に受けとめていかなければならないというふうに思っております。ただ、基本的な問題については、何が住民のためか、何が議会の責任の重さなのか、このことについて全く反対の認識をされております。例えば先ほど若園議員も福祉医療費のところでも話されましたけれども、3月議会で全員一致で可決、堀市長も当時議員だった、それが市長の個人的判断で4月に遡及するというのは自己矛盾、確かに信義誠実の原則に反すると、こういうことも言われたかと思っております。採決の責任の重さをどういうふうに思っているんだということですね。これは熊谷議員も言われましたけれども、一番直近の住民の皆様方の民意はどこにあるか、このことをやはりしっかり我々は受けとめなければいけないと思うわけでありまして。これは4月22日の市長選で堀現市長がマニフェストで提起をした、例えば中学校卒業まで、4月にさかのぼって通院費を無料化していくということは事実の問題として支持をされたんですね。事実の問題として松野幸信さんは負けたんです。この事実をまず直視をするということです。それが市民の民意であるわけです。このことをやはり一番考えなきゃいけないと思うんですね。今、3月の議決をしましたけれども、この議決を行った我々議員というのは、やはり3年前の選挙で住民の皆様方によって選出をされた議員であります。その議員がいろいろ考えて、10月1日からいいんじゃないかということで決めたわけでありましてけれども、そのことと、1ヵ月であろうが、10日であろうが、その後に民意が対外的に示されたならば、その民意を民意として受けとめることのどこが問題なんですか。私は、直近の民意に自分の、いわゆる民

意とずれた意識を合わせていく、そのことが実は住民に奉仕をする議員の良識ではないのか。あるいはまた、そのことが議案の重さ、採決の重さということ認識する内容ではないか、こういうふうに考えるわけでありませう。

そのほかの例でも、認定路線の問題も出ております。これは、住民の皆さん方に住民の声を聞いてから決めるよ、それが住民参加のまちづくりなんだよというふうに提起をした堀市長として当然なんです。住民の声も聞かずに道路認定の議案を出すこと自体が住民を愚弄することになる。逆なんです、これも。認識は全く逆になっております。そのことをむしろ住民の皆さんに明確に示して、今のこういう討論を明確に示していく必要があると思います。繰り返しまさすけど、そういうものを上程すること自体が住民に対する重大な裏切り行為なんだと。議会の良識を捨てることになるんですね。だから、全く認識が逆なんです。さきの市長選で住民に信を問うたときの問題意識と重ね合わせて考えていただければ、その結果が明らかになったと思ひます。

それから、具体的な財源の問題云々という話もありますけれども、これもできる限り事前に調査・研究をすることは必要だと思ひます。そして、現堀市長自身もいろんな政治倫理の問題にせよ、外部監査の問題にせよ、条例等を調べながら研究をしておる、これは事実なんですね。ただ、その答弁の仕方の問題として、具体的にもっと皆さん方の心に響くような具体性のある答弁ができればもっとよかったということだと思ひます。しかし、そのことをもって問責をするとか、そういう次元の問題では全然ないんです。それだったら、先ほど熊谷議員が言ひましたけれども、幸信氏のマニフェスト、皆さんこれ配られたかどうかわかりませうけれども、少なくとも見られたと思ひます。これ、どこが具体的ですか。どれだけの財源について計画的に提起されていますか。全く抽象的ですよ。で、幸信さんのいわゆるこういうチラシは、いつの選挙でもそうですけれども物すごい抽象的ですよ。全く具体性に欠けています。このことを考えたときに、もちろんそれでいいというわけじゃなくて、これから住民の皆さんに対しては、だれであっても、我々議員も含めて、やはり具体的な政策というものは事前によく研究して、住民の皆様の判断を仰げるようなものによりよくしていくということが当然であると思ひます。堀市長もそういうことをもちろん否定しておるものではないというふうに思ひます。

それで、時間がございませうので、そういういろいろ市長の態度について資質を疑う。市長としての事の重大さを考えれば、市長だろうというくらい重大な内容であるならば、これは私の見解ですけれども、いわゆる法的根拠もない問責決議なんていう半身の決議案を出すんじやなくて、不信任決議をしっかりと突きつける。本当にあなたは住民の期待に反する、住民を裏切ることをやっているんだということですよ。不信任決議を突きつけるべきなんですよ、私に言ひさせれば。私だったらそうやります。そこら辺のところ、私に言ひさせれば非常に半身の構え

になっておる。ということであれば、先ほどの小寺議員の話ではありませんけれども、こういう前向きに、初めて市長になって、確かに巢南の町長を3期やられた。しかし、またこの行政のトップの座に座って、いろんな問題に対してすべて事前に調査・研究をして提起できるなんていうことは、やっぱり現実の問題としてはないと思います。よりよく具体的にできるものもあれば、大体基本政策としてはこういうことなただけけれども、もっと細部については今後それぞれの部局でプロジェクトチームをつくるなりしながら政策形成をしていきたい。あるいは、議会の皆さん方にも御協力をお願いしたいということは、大卒では問責決議を出すような問題ではないだろうと思います。

ただ、先ほど安藤議員が言われましたことにつきましては、現実の問題としてそういうことを言われたかどうか。地方分権の時代、市民の利益になることであれば法律に違反しても構わないと。私はそういう記憶はございませんので、もしそういうふうに市長が答弁をしたとするならば、それは誤解のあることでございますね。答弁していなければ、このことを問題にすること自体が問題だと思えます。ただ、こういう答弁があったということを仮に前提にしても、法律に違反しても構わないというニュアンスがどういう意味で言われたのか、このことをやりきちっと確認をしないといけないと思うんですね。というのは、国の法律というものは基本的にあって、それに対して法律の範囲内で条例を制定する自治立法権があるんですね。ということは、要するに横出しの条例をつくることなのか、あるいはまた上乘せ条例をつくるというふうな意味で言われたかどうか、そのことについて私は記憶がないですからわかりませんが、この事実はきちっと確認をするということ自体は別に否定をすべき問題ではないというふうに思っております。

そういうことでありまして、問責決議を本当にするのであれば、議会を全面否定するぐらいの不屈き千万な市長であるならば、不信任決議をしっかりと出すということが必要な構えではないかというふうに私は思います。そういう半身の構えだったら、私に言わせれば問責決議を出すとかいうことじゃなく、もっと生産的に、前向きに、お互いに勉強し合っていくということが必要だというふうに考えております。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで……。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） それでは、12番 松野藤四郎君の発言を許します。

12番（松野藤四郎君） 先ほど以来、賛成討論、あるいは反対討論等をされており、その内容についてはどちらも立派なお話をされておるわけですが、この発議第9号については最

最終的に採決ということになるわけですが、この採決時には棄権をしたいというふうに思っておりますので、退席をしたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） はい、許可します。

〔12番 松野藤四郎君退場〕

議長（藤橋礼治君） それでは、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号堀孝正市長に対する問責決議についてを採決いたします。

発議第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長（藤橋礼治君） 会議を閉じます。

平成19年第2回瑞穂市議会定例会を閉会させていただきます。本当にありがとうございました。

閉会 午後4時58分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年7月6日

瑞穂市議会 議長 藤橋礼治

議員 星川睦枝

議員 棚瀬悦宏